

職員専用ファイル共有システム有償サービス利用要項

(平成27年7月30日 情報統括本部長裁定)

1 趣旨

この要項は、情報統括本部が提供する職員専用ファイル共有システム有償利用サービス（以下、本サービスと言う。）について必要な事項を定めるものである。

2 目的

本サービスは、無償の職員専用ファイル共有システムの保存容量では業務の円滑な遂行に支障が生じる利用者に対して、より多くのリソースを有償で提供して利用者の利便性を図ることを目的とするものである。

3 利用の申請と承認

- (1) 本サービスの利用を希望する者は、別紙様式1により情報統括本部長に申請するものとする。
- (2) 情報統括本部長は、3(1)の申請を承認した場合は、同申請に基づき職員専用ファイル共有システムのアカウント設定を行うとともに、承認した旨通知するものとする。

4 提供するリソース量

- (1) 本サービスで提供するファイル容量は、100ギガバイトで、保存日数は無制限とする。

5 利用料金

- (1) 本サービスの利用料金は、月額1,000円とし、申込んだ月の翌月から利用を停止する日が属する月まで課金するものとする。
- (2) 本サービスを利用する者は、利用料金を情報基盤研究開発センターへ納付しなければならない。
- (3) 利用料金の納付については、次の各号に定めるところによる。
 - ア 毎年12月に当該年度分を一括して納付するものとする。
ただし、12月以降に申し込んだ場合は、当該年度の3月まで課金する月の料金を次年度に納付するものとする。
 - イ 12月から当該年度の3月までの間に利用を停止した場合は、課金しない月の料金を第4・四半期に返金する。
 - ウ 利用料金の納付は、原則として大学運営経費（授業料／自己収入）のみでの取扱いとする。

6 停止の申請

- (1) 本サービスを停止する場合は、停止を希望する日の1ヶ月前までに別紙様式1により情報統括本部長に取り消しの申請をしなければならない。
- (2) 情報統括本部長は、6(1)の申請を承認した場合は、同申請に基づき職員専用ファイル共有システムのアカウント設定を行うとともに、承認した旨通知するものとする。

7 雑則

この要項に定めるもののほか、本サービスに関し必要な事項は、情報統括本部長が別に定める。

8 実施

この要項は、平成27年7月30日から実施する。